

( 35 一般社団法人京都府医師会会計規則 )

35-3 地域連携パスオンラインシステム専用パソコン等貸与細則

平成 23 年 12 月 1 日 制定

平成 25 年 3 月 21 日 改正

( 趣旨 )

第 1 条 本細則は、京都府共通様式の地域連携パスをオンライン上で運営するにあたり、同システムに参加する医療機関および施設に対し、専用のノート型パソコンおよび付属品等の貸与を行うことについて、一般社団法人京都府医師会（以下、本会という）会計規則第 37 条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

( 貸与対象者 )

第 2 条 貸与の対象は、京都府共通の地域連携パス様式を使用し、その運用に参加する医療機関および施設であって、原則として地域連携診療計画管理料または地域連携診療計画退院時指導料（ ）（ ）を算定する医療機関として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関および介護サービス事業所であることとし、担当理事が認めた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、担当理事が特別に認めた場合は、この限りではない。

( 貸与対象物品 )

第 3 条 本細則に基づいて貸与を行う物品は、地域連携パスオンラインシステムに使用するものとして備品台帳に登録した専用ノート型パソコンおよび付属品（以下、専用 PC 等という。）とする。

2 貸与は、原則 1 施設につき 1 式とする。

ただし、その他運用状況等の条件により、担当理事が認めた場合はこの限りではない。

( 貸与対象となる事業等 )

第 4 条 専用 PC 等の貸与は、次の各号のいずれかに該当する事業であって、当該物品の使用を担当理事が認めたものに対して行う。

( 1 ) 大腿骨近位部骨折地域連携パス

( 2 ) 脳卒中地域連携パス

( 料金等 )

第 5 条 専用 PC 等の貸与料金は、無料とする。

2 専用 PC 等の設置・使用に伴い発生する特別な費用については貸与承諾を受けた者（以下、借受人という）の負担とする。

( 貸与申請 )

第6条 専用PC等の貸与を受けようとする者は、「地域連携パスオンラインシステム専用パソコン等借受申請書」(様式第1号)を本会に提出するものとする。

(貸与)

第7条 本会は専用PC等の貸与を承認したときは、「地域連携パスオンラインシステム専用パソコン等貸与承諾書」(様式第2号)により申請者に通知する。

(遵守事項等)

第8条 借受人は、専用PC等使用の権利を第三者に譲渡し、又は貸与承諾を受けた専用PC等を転貸してはならない。

(貸与承諾の取消等)

第9条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与承諾を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 借受人がこの細則に違反したとき
- (2) 借受人が貸与承諾の内容又はこれに付された条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により貸与承諾を受けたことが明らかになったとき
- (4) その他、不適切な運用が認められるとき

2 本会は、前項の規定により貸与承諾を取り消した場合は、借受人に通知するものとする。

(貸与期間等)

第10条 専用PC等の貸与を行う期間は、貸与承諾のあった日から次に掲げる期間までとする。

- (1) 地域連携パスのオンラインシステムへの参加辞退の申し出があり、受理されたとき
- (2) 第2条で定める貸与対象者に該当しなくなったとき
- (3) 第9条各号で定める貸与承諾の取消等の規定に該当し、貸与承諾が取り消されたとき
- (4) 貸与物品について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」に規定された別表第一にある耐用年数が経過したとき

(貸与物品の使用・管理)

第11条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって専用PC等を管理するものとする。

- 2 専用PC等は第4条各号にある事業にのみ使用し、他の事業に関することで使用してはならない。
- 3 本会は、借受人が故意または重大な過失により専用PC等を損傷し、若しくは滅失した場合は、借受人に対してその賠償を請求することができる。

(調査等)

第 12 条 本会は、借受人に対し、貸与物品の使用および管理について調査を実施することができる。

(貸与物の返還)

第 13 条 借受人は、貸与期間の終了後、速やかに貸与を受けた専用 P C 等を原状回復するとともに、専用 P C 等を返還しなければならない。

2 第 10 条(4)を事由として貸与期間が終了した場合は、前項の規定にかかわらず、双方の協議により借受人に無償譲渡するか、本会に返還するかを決定する。

(事故責任の所在)

第 14 条 貸与承諾を受けて実施した事業によって生じた事故の責任は、借受人にあるものとし、京都府医師会は賠償責任を負わないものとする。

(補則)

第 15 条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(細則の改正)

第 16 条 本細則は、理事会の議決を経なければ、これを改正することができない。

附則

1 本細則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

2 本改正細則は、一般社団法人設立登記の日より施行する。

## 物品の保守に係る事項

### (1) 保守・メンテナンス契約と費用負担について

京都府医師会は、京都府からの補助金が交付される平成23年度から平成25年度までの間、専用PC等につき株式会社ストローハットとの間で保守メンテナンス契約を締結し、その費用を負担する。

平成26年度以降の保守メンテナンスにかかる費用は、借受人が負担する。

### (2) 障害発生時の対応について

借受人は、専用PC等の故障および株式会社ストローハットとの保守メンテナンス契約に基づく保険事故が生じたときは、ただちに京都府医師会に通知するものとする。

「障害発生時の対応について」参照

専用PC等の故障については、京都府医師会は、代替の予備PC等と交換もしくは、修理期間中、代替の予備PC等を借受人に貸与する。

【別表】

地域連携パスオンラインシステム専用ハードウェア・ソフトウェア詳細

2013.1

【急性期病院用】【回復期病院用】 共通

地域連携パス専用ノートパソコン	
オペレーティングシステム&オフィスソフト	Windows 7 Professional 32bit 正規版 (Office Personal 2010 付)
プロセッサ	Intel Core i5-3210M プロセッサ (2.5-3.1GHz/3MB)
メモリ	4GB DDR3-1600 (4GB×1)
ディスプレイ	15.6 インチワイド HD 液晶 (1,366×768)
ストレージ	500GB ハードドライブ (7200 回転)
標準保証	1 年間引き取り修理サービス/電話サポート
マウス(オプション)	光学式 USB スクロールマウス
セキュリティ(セキュリティロックケーブル)	HP セキュリティロックケーブル(施錠式)
情報共有ソフト	Microsoft SharePoint Workspace 2010
ウイルス対策ソフト	
セキュア対応USBメモリ	
連携 Groove 集計・変換機能	

【急性期病院用PC】

バックアップ用外付けハードディスクドライブ	4TB RAID1
連携 Groove バックアップ・集計・変換機能	